

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び 住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度越後平野における生態系ネット ワーク検討業務 北陸地方整備局管内 R6.7.5～R7.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 高松 諭 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美 咲合同庁舎1号館	R6.7.4	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、越後平野における生態系ネットワークの形成と魅力的で活力 ある地域づくりの実現を目指して、行動計画の検討とその策定に向けた 調整を行うとともに、行動計画の円滑な推進に向けたモデルプロ ジェクト等の検討・実施を行うものである。 本業務の実施にあたっては、河川環境や河川の生態系における高度か つ広範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル 方式による選定を行った結果、上記業者は、技術提案書の内容が総合的 に適した者と認められるので、特定したものである。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の 4第3号の規定により、上記業者と随意契約を締結するものである。	16,005,000	16,005,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 河川環境の評価・分析に関す る調査検討業務 愛知県名古屋 R6.7.13～R7.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	R6.7.12	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、これまでの河川水辺の国勢調査データの蓄積、新技術等を活 用した調査手法の進展、3次元地形データ等のデジタル技術の浸透など を踏まえ、河川環境の調査や評価・分析の高度化及び効率化について検 討を行う。上記業者は技術提案書の提出があった唯一の業者であり、企業 及び配置予定管理技術者の実績・信頼度・評価テーマに対する提案につ いて、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し優れてい ることから、特定したものである。	55,000,000	55,000,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R6高台まちづくり整備促進検討業務 関東地方整備局管内 R6.7.17～R6.12.27 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 関東地方整備局長 岩崎 福久 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	R6.7.16	設計共同体 (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、 配置予定技術者の経験及び能力に加え、河川管理者の視点から都市計 画制度を用いた高規格堤防整備事業の事業展開に関する検討手法につ いて技術提案を求めるため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡 大型)により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提案書が 提出された。 技術提案書を審査した結果、R6高台まちづくり整備促進検討業務リバ ーフロント研究所・オリエンタルコンサルタンツ設計共同体は、本業務を遂行 するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実 施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力 を備えていると認められる。 上記より、R6高台まちづくり整備促進検討業務リバーフロント研究所・オ リエンタルコンサルタンツ設計共同体は当該業務の実施にあたり適切と 認められるため、契約を行うものである。	30,338,000	29,997,000	98.88%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 肱川流域生態系ネットワー ク推進検討業務 大洲河川国道事務所 R6.7.17～R7.2.28日 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所長 江川 昌克 愛媛県大洲市中村210	R6.7.16	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、肱川流域における生態系ネットワーク形成 の全体構想の検討に関して、高度で専門的な技術が要求されることから、 公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式 による選定を行うこととした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ2者からの提出があり、こ れらを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案 であると認められた左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	12,991,000	12,991,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
令和6年度地理情報標準に関する調査検討 業務 R6.7.29～R7.3.7 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 山本 悟 司 茨城県つくば市北郷1	R6.7.29	(公財)日本測量調査技術協会 東京都新宿区高田馬場4-40-11 看山ビル	4011105005417	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務は、地理空間情報についての国内実用標準である「地理情報標準 プロファイル(以下、「JPGIS」という。))と国際規格(ISO)及び国内規格 (以下「JIS」という。))との整合を取るために、国際標準化機構の地理情報 に関する専門委員会(以下、「ISO/TC 211」という。))等に関する動向に関 する調査及びJISへの反映状況の調査を行い、我が国の現状を踏まえた JPGISとの整合についての分析及び検討について、報告書として取りまと めるものである。公益財団法人日本測量調査技術協会は、ISO/TC 211 の国内審議団体として日本産業標準調査会に認定されている唯一の団 体であり、かつ、地理空間情報に係るJISの原案作成団体となっており、 ISO/TC 211及びJISの動向を知り得、かつJPGISとの整合についての分 析と検討が可能な唯一の業者であるため随意契約を締結した。	8,862,662	8,613,000	97.18%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
R6久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務 常陸河川国道事務所管内 R6.8.6～R7.3.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局常陸河川国道事務所長 佐近 裕之 茨城県水戸市千波町1962-2	R6.8.5	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、堤防等点検結果評価のとりまとめを行うとともに、堤防点検に活用する河川管理情報のとりまとめ、RiMaDISへの情報登録を行うものである。 また、水面利用適正化の検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、「久慈川・那珂川の堤防点検を行う際、現地で河川管理に関する情報を把握し、効率的に点検を行うための検討方法」の技術提案を求め、(簡易)公募型プロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6久慈川・那珂川河川管理施設監理検討業務河川財団・エコー 日水コン設計共同体は、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものとする。	40,964,000	40,964,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
大阪湾諸港等の広域連携に関する港湾事業継続計画検討業務 R6.8.6～R7.3.25 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 魚谷 憲 兵庫県神戸市中央区海岸通29	R6.8.6	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	本業務は、大阪湾諸港等における港湾事業継続計画の充実化を図るため、能登半島地震での応急復旧活動及び孤立地域支援活動の実例を踏まえた検討、航路啓開を担う作業船確保の検討、災害時の早期港湾機能回復のための対処行動に関する図上訓練を実施するものである。 本業務は、内容が技術的に高度な業務であり、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務であるため、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案の公募を行い、提案のあった技術内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するものである。 参加可能業者が10者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募し、申請期間内に23者から問い合わせがあり、1者から参加表明があった。参加資格要件を満たしている1者に技術提案書の提出を求めたところ、1者から技術提案書の提出があった。 技術提案書を審査した結果、公益社団法人 日本港湾協会の提案は、当局の要求する要件を満たしていることから公益社団法人 日本港湾協会と契約を行うものである。 以上ことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	21,901,000	21,868,000	99.85%	-	公社	国認定	1者	
中国管内の港湾における災害対応方策検討 - R6.8.6～R7.2.24 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 眞作 幸治 広島市中区東白島町14-15	R6.8.6	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中国広域港湾機能継続計画(以下、「広域港湾BCP」という。)をより実践的なものとするため、能登半島地震を踏まえた広域港湾BCPの課題及び広域連携訓練(ウォークスルー方式)の実施により明らかになった課題を整理し、航路啓開の手引き及び広域港湾BCPの改定案の検討を行うとともに、次年度訓練計画の作成を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1者から参加表明書、技術提案書の提出があり、中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	13,112,000	13,090,000	99.83%	-	公社	国認定	1者	
令和6年度九州管内の港湾における広域連携BCP検討業務 福岡県福岡市 R6.8.8～R7.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 坂井 功 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R6.8.8	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模な自然災害が発生した際に国民生活や社会経済への影響を最小限とするため、南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害想定から九州管内の各港湾で定めている港湾BCP等の課題を抽出し、広域的な港湾連携のあり方について検討、九州管内の港湾における広域連携BCP(案)及び各種訓練計画を作成するものである。 本業務を実施するにあたり、大規模災害時における港湾の広域連携BCPを策定し、実効性のある訓練計画を立案するためには、各港湾BCPや災害協定、航路啓開活動などの広域的な連携が重要であり、港湾機能の早期復旧を図る方法や緊急物資輸送方法など具体的な対応を検討する必要があるため、受注業者に対しては、1. 予定技術者の経験および能力(技術者資格、業務執行技術力等)、2. 業務実施方針(業務理解度、業務実施手順等)、3. 特定テーマに対する技術提案(的確性、実現性)等の観点からプロポーザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会が最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	23,375,000	23,298,000	99.67%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
上下水道事業における温室効果ガスの排出量および排出特性に関する調査検討業務 R6.8.20～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 福田 敬大 茨城県つくば市旭1	R6.8.19	(公財)日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	4011105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、2024年4月に水道整備・管理行政が国土交通省に移管されたことを踏まえ、上下水道事業における温室効果ガス(GHG)の排出量および排出特性に着目し、その実態把握を行うものである。具体的には、全国の自治体より抽出した上下水道施設を対象として、GHG削減施策およびGHG排出量の実態調査・整理を行い、その結果も踏まえ、脱炭素社会の実現に資する技術等に関する有識者への意見聴取、整理等を行うものである。  本業務の実施にあたっては、上下水道事業における温室効果ガス(GHG)排出量および排出特性の実態調査におけるモデル自治体の選定のための留意点を検討できる能力等が必要であり、これらが業務の成果に密接に関係することから、簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式により公募を行った。  その結果、上記相手方は、入札説明書を交付した13者のうち、本業務の「技術提案書提出要請業者の確認審査」に参加表明し、業務実施条件を満たし技術提案を行った唯一の相手方であり、また、業務実績、技術提案書の内容等を総合的に評価した結果、本業務を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。  以上の理由から上記相手方を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。	9,262,000	8,998,000	97.15%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 川崎港臨港道路航行安全検討業務 横浜市中区新港1-6-1 京浜港湾事務所 R6.8.22～R7.3.14 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜港湾事務所長 早川 晋也 神奈川県横浜市中区新港1-6-1	R6.8.22	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目45番1関内トーセイビルE202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、川崎港臨港道路東扇島水江町線の橋梁工事における、近傍運河を航行する船舶に及ぼす影響および船舶航行の安全確保のために必要な具体的対策について検討するものである。 本業務を適切に実施するためには、川崎港京浜運河周辺における船舶交通の特性に精通していることが必要であり、総合的な航行安全対策の検討を念頭においたとりまとめが要求される。 よって、航行安全対策等について専門的な知見を有する者から、「海上工事の影響を受ける一般船舶を定量的に把握するための具体的な方法について」の技術提案を募り、優れた提案を仕様に反映することにより優れた成果を期待することができる。 公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において最も優れた技術提案を行った業者である。 よって、左記業者と随意契約をするものである。	11,726,000	11,594,000	98.87%	-	公社	国認定	1者	
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 東京都港区 R6.8.22～R7.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 森 信哉 香川県高松市サンポート3-33	R6.8.22	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	22,374,000	22,352,000	99.90%	-	公社	国認定	1者	
R6・R7利根川下流管内河川管理施設保全検討業務 利根川下流河川事務所管内 R6.8.27～R7.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局利根川下流河川事務所長 小淵 康正 千葉県香取市佐原14149	R6.8.26	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川下流部の総合的な保全と利用に資する基礎的データを蓄積するため、管内上流地区の深淺測量、流量観測及び水文観測資料整理を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験、業務に臨む体制などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式により選定を行った。 R6・R7利根川下流管内河川管理施設保全検討業務河川財団・建設技術研究所設計共同体は、技術提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	45,397,000	45,397,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
R6荒川上流管内河川管理施設監理検討業務 業務荒川上流河川事務所管内 R6.8.28～R7.3.21 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局荒川上流河川事務所長 村田 啓之 埼玉県川越市新宿町3-12	R6.8.27	設計共同体 (公財)河川財団他2者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9100005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、業務の実施方針・実施フロー、工程計画、その他、特定テーマに関する提案などを含めた技術提案を求め、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により選定を行った。 R6荒川上流管内河川管理施設監理検討業務東京建設コンサルタント・河川財団・関東建設設計共同体は、技術提案書において総合的に優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	25,102,000	25,058,000	99.82%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度斐伊川水系生態系ネットワーク 検討業務 出雲河川事務所管内 R7.8.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 出雲河川事務所長 児子 真也 鳥根県出雲市塩冶有原町5-1	R6.8.30	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本業務の実施においては簡易公募型プロポーザル方式を採用し、配置予定技術者の経験及び能力、実施方針・実施フロー、工程計画、その他、評価テーマに関する技術提案について総合的に評価を行った結果、当該業者が本業務を適切に遂行できるものと判断し、契約の相手方として特定した。	22,000,000	22,000,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
中国管内港湾における中長期ビジョン検討業務 R6.9.2～R7.3.14 建設コンサルタント等業務	支出負担行為担当官 中国地方整備局副局長 箕作 幸治 広島市中区東白島町14-15	R6.9.2	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、中国管内港湾において中長期的に必要と想定される港湾の機能・役割について整理し、整備方針・施策等をとりまとめた中長期ビジョンの作成にむけた方向性等の検討を行うものである。内容的に高度な知見が要求される業務であるため、提出された技術提案に基づいて仕様が作成する方が優れた成果を期待できることから簡易公募型プロポーザル方式を採用し、手続開始の公示を行ったところ、1者から参加表明書、技術提案書の提出があり、中国地方整備局(港湾空港関係)建設コンサルタント等選定委員会により総合的に評価した結果、公益社団法人日本港湾協会を本業務の契約相手方として特定し、随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	19,943,000	19,910,000	99.83%	-	公社	国認定	1者	
R6千葉県道管内道路管理効率化システム 検討M16業務 千葉県道事務所管内 R6.9.5～R7.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 千葉県道事務所長 藤井 和久 千葉県千葉市稲毛区天台5-27-1	R6.9.4	(公財)日本道路交通情報センター 東京都千代田区飯田橋1-5-10	2010005004175	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、千葉県道事務所における道路維持管理を効率的に行うため、既存のシステムを活用しつつより質の高いシステムを構築するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験を必要とすることから、業務経験、知識、専門技術力などを含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 日本道路交通情報センターは、技術提案書を踏まえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。	8,822,000	7,997,000	90.65%	-	公財	国認定	1者	
令和6年度 吉野川流域生態系ネットワーク 検討業務 徳島河川国道事務所 R6.9.6～R7.2.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長 安永 一夫 徳島県徳島市上吉野町3丁目35	R6.9.5	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を実施するためには、吉野川の自然環境、生態系ネットワーク形成などについて、高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。 公募による技術提案書の提出を求めたところ3者からの提出があり、これらを総合的に評価した結果、求める業務内容等に合致した優れた提案であると認められた左記業者を特定し、随意契約を行うものである。	13,992,000	13,992,000	100.00%	-	公財	国認定	3者	
港湾機能継続計画の効率的向上検討業務 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 R6.9.6～R7.3.19 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 渡邊 茂 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1	R6.9.6	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」の改訂にむけた、コンテナ貨物の代替輸送に係わる情報発信方法の検討、ならびに東北広域港湾BCPの効率的向上の検討を行うものとする。 また、検討結果について議論する協議会を運営し、協議会における、説明資料の作成、議事録や結果に関する取りまとめを行うものとする。 本業務の契約手続としては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。	17,611,000	17,600,000	99.94%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県 認定の区分	応札・応募者数	
令和6年度 横浜港新本牧地区船舶航行安全検討業務 横浜港本牧ふ頭地区 R6.9.18～R7.1.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当 関東地方整備局 京浜港湾事務所長 早川 哲也 神奈川県横浜市中区新港1-6-1	R6.9.18	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4丁目 45番1号内トーセイビルⅡ202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、横浜港新本牧ふ頭地区整備における海上工事に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。 横浜港本牧ふ頭周辺水域は、大型船から漁船、プレジャーボートに至るまで多種多様な船舶が行き交う船舶の輻輳海域である。 本業務の実施に当たっては、港則法、海上交通安全法、海上衝突予防の法規は熟知した上で、船舶交通の特性や作業船による海上工事に精通していることが必要であり、高度な知見と多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。 よって、「工事中の航行安全対策を検討する上での着目点」について技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できる。 公益社団法人東京湾海難防止協会は、本業務実施に係るプロポーザル方式により提出された技術提案書及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験及び能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案等の項目において優れた技術提案を行った業者である。 よって、左記業者と随意契約をするものである。	14,091,000	12,210,000	86.65%	-	公社	国認定	1者	
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 新潟県新潟市 R6.9.24～R7.2.28 建設コンサルタント等	支出負担行為担当 北陸地方整備局副局長 神谷 昌文 新潟市中央区美咲町1-1-1	R6.9.24	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し、継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、実効性を高めるための検討を行うものである。また、本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるための更新に向けた検討として、大規模災害時における行動実態等の把握として関係者へヒアリングを行ううえで、広域港湾BCPに関する幅広い知識と専門的な知識を有すること、また、既存計画等に対する更新の検討にあたっては、令和6年能登半島地震における関係機関等の行動実態及びヒアリング調査により得た既存計画等の改善点を踏まえ、「北陸地域港湾の事業継続計画」における更新内容について検討し、取りまとめを行うなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	18,348,000	17,974,000	97.96%	-	公社	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。  
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。